

## 1 友好自治体提携40・30周年記念交流バスツアー促進事業について

### (1) 目的

一般財団法人足立区観光交流協会(以下「協会」という。)は、足立区と友好自治体(新潟県魚沼市、長野県山ノ内町、栃木県鹿沼市)との提携40・30周年の節目を迎えるにあたり、相互の理解を深め友好関係をさらに発展させるとともに、区制90周年を迎えた足立区民が楽しみながらも区に活気を取り戻すことを目的とする。

### (2) 概要

旅行業務取扱事業者から企画案を募集し、事業者選定後に協定を締結する。事業者は友好自治体への交流ツアーを実施し、協会は参加者の代金の一部(区民1人あたりツアー代金の2分の1、上限15,000円)を負担する。負担する旅行代金は、協会からツアー実施事業者に協力金として支払う。

### (3) ツアー先

- ア 新潟県魚沼市(1泊2日を想定)
- イ 長野県山ノ内町(1泊2日を想定)
- ウ 栃木県鹿沼市(日帰りを想定)

## 2 事業の流れ

### 交流ツアー企画案の募集【協会】

#### 協定締結候補者選考【協会】

##### 評価のポイント

- ・コースプランの魅力度
- ・実施体制が安定しているか
- ・新型コロナウイルス感染防止対策
- ・行程の柔軟性、拡張性

区内に本店又は支店がある事業者には加点あり(2~5%)

#### 協定締結候補者の選定【協会】

- ・各自治体につき1事業者、同一事業者が複数自治体の候補者となる可能性もあり。

#### 協定内容の協議、協定締結【協会、事業者】

#### ツアー内容の調整・決定【協会、事業者】

- ・ツアー内容は企画提案書の内容をベースとするが、周年事業にふさわしいツアーにするため、各友好自治体も含めた協議により必要に応じて内容を変更する場合がある。

### ツアー参加者の募集・申込受付【事業者】

- ・事業者が区民参加者に請求する金額は、本来のツアー代金から、協会が支払予定の協力金を除いた額とする。

### ツアー実施【事業者】

### 実績報告【事業者】

### 協力金の支払い【協会】

## 3 企画提案書提出者に要求される資格要件

選考に参加できる者は、取扱業務を効率的に実施できる法人であり、次に掲げる全ての要件を満たすものであること。

- (1) 旅行業第1種又は第2種の資格を有し、募集型企画旅行を実施できる者であること。
- (2) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体に属する者が実質的に経営に関与し、又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体及び警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、足立区又は協会に対し、足立区又は協会発注の契約について排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に定める無差別大量殺人行為を行った団体又はこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体に属する者が実質的に経営に関与している者又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。

## 4 選定の手続き等

### (1) スケジュール（予定）

項目	日程
募集要項等の公開	令和4年4月20日（水）
応募書類受付期間	令和4年4月21日（木）から5月18日（水）まで
一次審査会	令和4年5月20日（金）
最終審査会	令和4年5月27日（金）
選考結果の通知・公表	令和4年5月31日（火）

### (2) 参加表明書の作成

所定の様式（別紙1）を漏れなく記入し、代表者印を押印すること。

### (3) 企画提案書の作成

ア 様式

(ア) サイズ

A 4判（一部A 3版資料折込使用可）

（イ）ページ数

表紙・目次・営業所表（別紙2）を除き、5ページ以内

正本は表紙に会社名及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。

イ 記載内容

（ア）コースプラン・行程表

（イ）旅行代金及び内訳

（ウ）事故防止・安全対策（新型コロナウイルス感染症対策含む）保険、その他効果的な事業遂行のため独自の提案・工夫等

（エ）本事業に類する事業の実施実績

（オ）営業所表（別紙1）

ウ 注意事項

（ア）ツアー行程は、最新の「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」及び「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」などの関連通知等、並びに新型コロナウイルス感染状況を踏まえて計画すること。

（イ）ツアーについては、足立区内の観光バス事業者と合同で企画、実施すること。

（ウ）ツアーに係る保険に加入すること。

（エ）企画提案にあたり、各事業者の過去の実績や強みを活かした内容を盛り込むこと。

（オ）協力金の支払いは1自治体あたり最大90人であるため、それを考慮して計画すること。

（カ）1回のツアーの募集人数及びツアー実施回数について制限は設けない。

（キ）参加表明書及び企画提案書は応募する自治体ごとに作成すること。

（4）参加表明書及び企画提案書の提出

ア 提出期限

令和4年5月18日（水）午後5時【必着】

受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（土日祝日を除く）

イ 提出方法

参加表明書1部、企画提案書10部（正本1部、副本9部）を下記提出先まで持参又は郵送で提出すること。

ウ 提出先

〒120-8510

東京都足立区中央本町1-17-1

足立区役所本庁舎南館4階

一般財団法人足立区観光交流協会

観光デザイン課 大西・鈴木・山腰

（5）当該事業に関する質問対応

ア 質問受付期間

令和4年5月17日（火）の午後5時まで

受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（土日祝日を除く）

イ 対応内容

(ア) 当該事業の概要について

(イ) 募集内容について など

ウ 問合せ先

一般財団法人足立区観光交流協会

観光デザイン課 大西・鈴木・山腰

TEL 03 - 3880 - 5853

FAX 03 - 3880 - 5769

Eメール [design-kouryu@kanko-adachi.jp](mailto:design-kouryu@kanko-adachi.jp)

(6) 注意事項

ア 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

(ア) 提出期限を過ぎて書類が提出された場合

(イ) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

(ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(エ) 募集要項等に違反すると認められる場合

(オ) その他当協会があらかじめ指示した事項に違反した場合

イ 複数提案の禁止

参加者は、一つの自治体につき複数の提案書を提出することができない。

ウ 提出書類変更等の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は、軽微な修正等を除き原則認めない。

エ 提出書類等の返却

提出書類等は、理由の如何を問わず返却は行わない。

オ 費用負担

企画提案書の作成及び当該事業の提案に係る一切の経費等は、全て参加者の負担とする。

カ その他

企画提案書提出後に辞退する場合は、一次審査前日の午後5時までに辞退届(様式自由)を当協会に持参又は郵送により申し出ること。

5 審査に係る事項

(1) 審査方法

ア 審査は、提出書類による一次審査と、提出書類及びプレゼンテーションによる最終審査を行い、公平性と透明性の確保に十分配慮し、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議のうえ選定する。ただし、一次審査の点数は最終審査に加点されない。

イ 審査員は、当協会が指名する委員による友好自治体交流バスツアー促進事業選定審査会(以下、「審査会」という。)により行う。

(2) 一次審査

ア 開催日時

令和4年5月20日(金) 予定

イ 一次審査の結果通知及び公表

一次審査の結果は、選定後速やかに参加者全員に対し参加表明書に記載された連絡先にメール及び文書で通知する。ただし、この時点での一次審査の評価点数は公表しないものとする。

### (3) 最終審査

#### ア 開催日時

令和4年5月27日(金)(予定)

日時の詳細については、最終審査進出の企画提案者に後日に通知する。また日時に変更が生じた場合も同様とする。

#### イ 開催場所

開催場所の詳細については、最終審査進出の企画提案者に後日に通知する。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、ZOOMによるリモート開催に変更する場合は、別途メール又は郵送で通知する。

#### ウ プレゼンテーションの所要時間

提出された企画提案書に基づくプレゼンテーションは、1つの自治体につき5分以内、質疑応答10分程度とする。

#### エ 最終審査の結果通知及び公表

通知日：令和4年5月31日(火)(予定)

最終審査結果は、選定後速やかに参加者全員に対し参加表明書に記載された連絡先にメール及び文書で通知する。

#### オ 注意事項

(ア) 各参加者へのプレゼンテーションの開始時間等は、後日メール又は郵送で通知する。

(イ) 最終選考審査会参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴等することができない。

## 6 協定先候補者の選定

上記の審査会において総合的に判断し、ツアー先の自治体ごとに最も優れている企画提案書を提出した者を、当協会との協定先候補として選定する。

## 7 協定内容(案)

実際の協定内容は協定先候補選定後、協議の上確定する。

### (1) 目的

足立区の友好自治体(魚沼市、山ノ内町、鹿沼市)への交流ツアーの実施

### (2) 協定期間

協定締結日から令和5年2月28日(火)まで

### (3) 役割分担

#### ア 協会・事業者が共同して行う業務

交流ツアーの企画詳細の調整

交流ツアーのPR

#### イ 事業者が行う業務

交流ツアーの企画素案(企画提案書の内容を基本とする)の作成

交流ツアー参加者の募集、申込受付  
旅行者との旅行契約の締結、変更並びに解除  
旅行者に対する旅行代金の請求及び受領、キャンセル料・違約金の請求等  
交流ツアー実施に係るすべての業務（移動手段、宿泊先の確保、添乗等）  
その他旅行業法により定められた業務  
交流ツアー実施実績の報告並びに協会に対する協力金の請求

ウ 協会が行う業務

交流ツアー実施に関する各友好自治体担当者との仲介  
事業者に対する協力金の支払い

(4) 協力金の支払い

事業者は、交流ツアー実施後速やかに別紙様式により協会に実績を報告し、実績に応じた協力金を請求する。協会は実績を確認後、協力金を指定口座への振込により支払う。

協力金の金額は、参加者1人あたりツアー代金の2分の1（上限1万5,000円）とする。

(5) 一部業務の委託

事業者は、そのツアー実施に関する業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、事前に協会の承認を得ることとし、あらかじめ委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲、必要性について記載した書面を提出すること。

(6) 守秘義務

事業者は、当該事業を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

(7) 目的の達成が困難となった場合の措置について

協定期間中に目的の達成が困難になった場合の措置については、以下のとおりとする。

ア 事業者の責に帰すべき事由により目的の達成が困難になった場合

協会は協定の解除を行うことができる。協定の解除により協会に損害が生じた場合は、その損害を事業者が賠償するものとする。

イ その他の事由により目的の達成が困難となった場合

天災地変、官公署の命令等、協会・事業者双方の責に帰すべき事由によらず目的の達成が困難となった場合、事業者は協会に生じた損害を賠償する責任を負わない。

なお、協定継続の可否については双方協議のうえ決定する。

(8) その他

本協定書の内容について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、双方協議の上決定する。

## 参加表明書

一般財団法人足立区観光交流協会会長

住 所 \_\_\_\_\_

会社名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

友好自治体提携 40・30周年記念交流バスツアー促進事業の募集について、必要書類を添えて参加希望を表明します。

### 記

1 企画提案する友好自治体（マルで囲ってください）

- ・ 新潟県魚沼市
- ・ 長野県山ノ内町
- ・ 栃木県鹿沼市

2 連絡先

担当者所属・氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_

3 旅行業登録番号

\_\_\_\_\_

営 業 所 表

営 業 所		
名 称	所 在 地	電話番号 F A X 番号
(主たる営業所)		
(代理人を置く支店・営業所)		